

## スリナムの入国規制措置（10月19日更新）

スリナム政府が新たに10月19日から11月15日まで間の同国への入国規制措置を以下の通り発表しました。

なお、今回の変更により、ワクチン完全接種者の渡航条件については、スリナムへの渡航フライト出発前24時間以内に受けた抗原検査陰性証明書も有効となり、また、14日から3ヶ月前に新型コロナウイルスに感染歴のある者は医師の作成した診断書等の書類があればワクチン完全接種者と見なされるようになる。また、いずれの場合も有効な渡航書類が必要です。

### 1 ワクチン完全接種者

渡航前の入国許可の取得は不要かつ義務的検疫措置の対象外となる。ワクチンの最終接種から2週間経過後にワクチン完全接種者と見なされる。入国時には、ワクチン完全接種証明書、スリナムへの渡航フライト出発前24時間以内に受けた抗原検査陰性証明書または同72時間以内に受けたPCR検査陰性証明書が必要。

また、14日から3ヶ月前に新型コロナウイルスに感染歴がある者もワクチン完全接種者に含まれる。この場合は、少なくとも3日間症状が出ていないこと、また、陽性の結果（CT値が記載されたもの）と回復後3日間無症状であることが記載された医師の診断書の提出が必要。

### 2 ワクチン未接種者及びワクチン不完全接種者

渡航には外務省の許可が必要となり、保健省の規則により義務的検疫措置が課される。入国時には、スリナムへの渡航フライト出発前72時間以内に受けたPCR検査陰性証明書が必要。

### 3 国内線の航空便は、貨物、足止めされた乗客の帰還及び緊急医療時のみ許可され、旅客輸送のための商用便は許可されない。

### 4 ガイアナ及び仏領ギアナからの貨物及び必要不可欠な旅客の水路渡航は、水曜日と金曜日にのみ許可される。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考:

スリナム政府ホームページ

<https://covid-19.sr/actueel/>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

【問い合わせ先】在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話:(国番号 1-868)628-5991

住所:5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ:[https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

E-mail: [ryouji@po.mofa.go.jp](mailto:ryouji@po.mofa.go.jp)

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。